



内閣感染症
危機管理統括庁

内閣感染症危機管理統括庁の取組とJIHSへの期待

令和8年2月9日（月）

内閣感染症危機管理統括庁
内閣審議官

眞鍋 馨

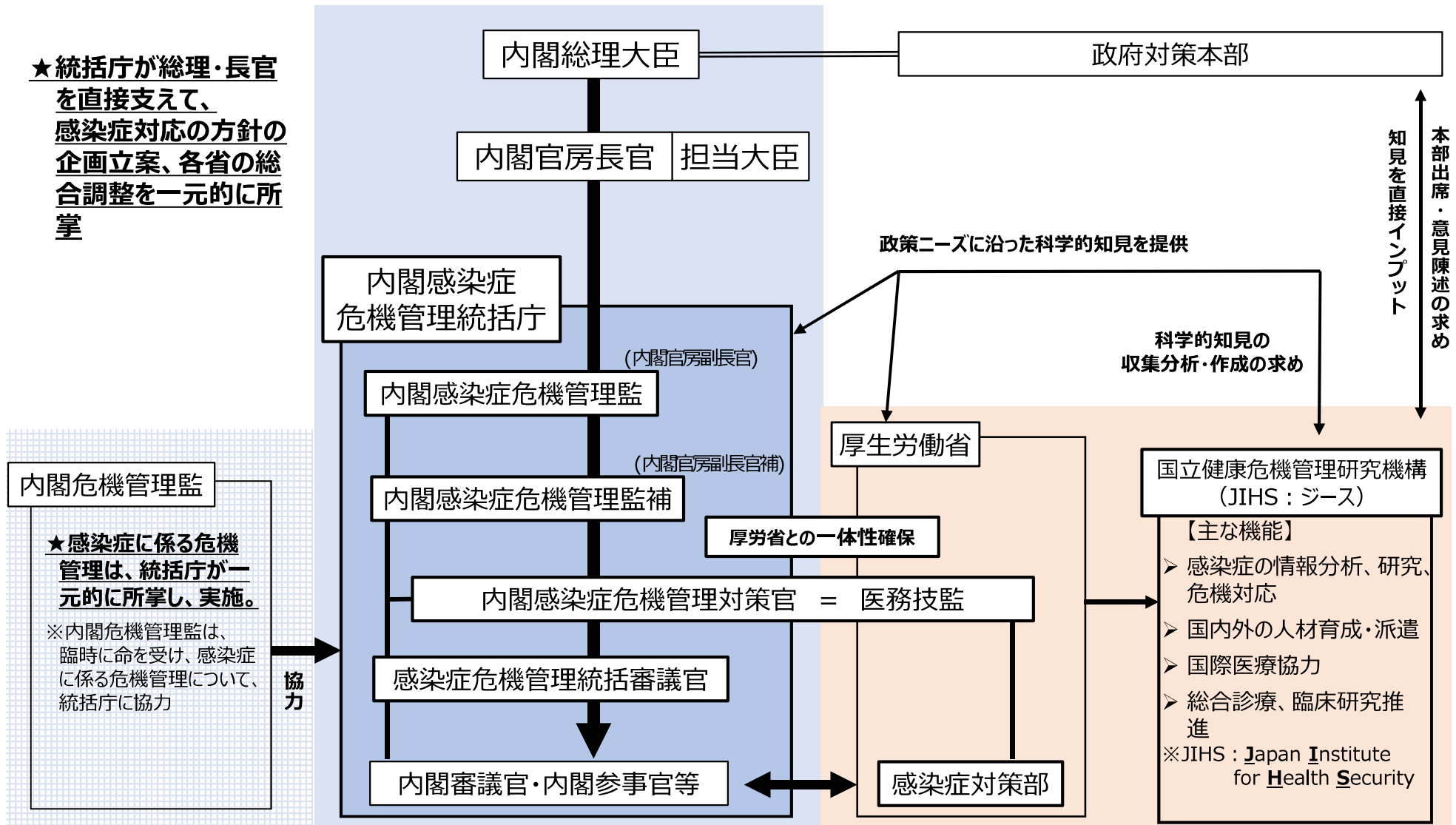
- ① 内閣感染症危機管理統括庁の組織と役割
- ② 主な取組
- ③ JIHSへの期待

① 内閣感染症危機管理統括庁の組織と役割

内閣感染症危機管理統括庁を中心とした司令塔機能の強化

- 感染症危機への対応に係る司令塔機能を強化し、次の感染症危機に迅速・的確に対応できる体制を整えるため、内閣法を改正し、内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置（設置日：令和5年9月1日）

★統括庁が総理・長官を直接支えて、感染症対応の方針の企画立案、各省の総合調整を一元的に所掌



★医務技監を結節点として、感染症対策部や、JIHSの専門的知見の提供を確保

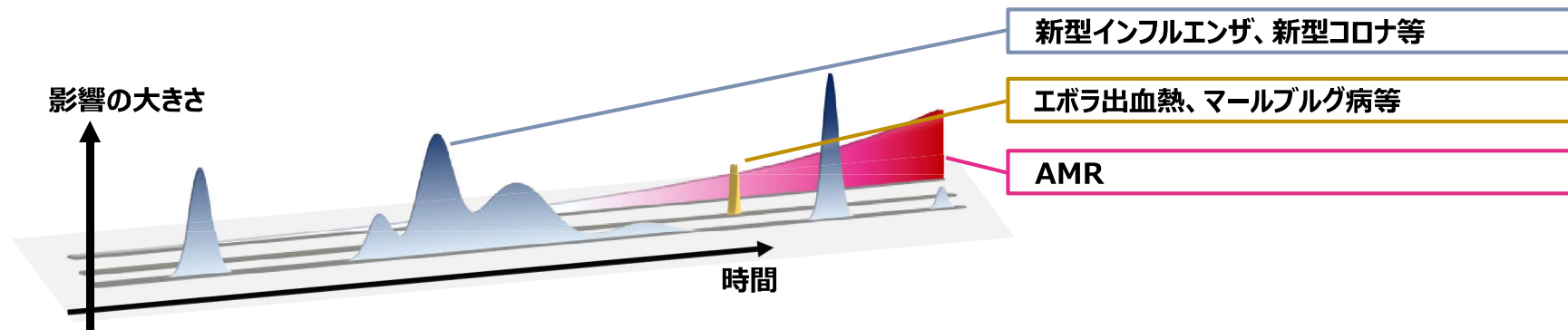
内閣感染症危機管理統括庁の役割

内閣感染症危機管理統括庁の役割

内閣感染症危機管理統括庁は関係府省庁や 関係機関と連携し、感染症危機管理の司令塔として機能する

感染症の種類	発生頻度	影響の大きさ
①新型インフルエンザ、 新型コロナ等 (パンデミックを起こす 可能性のある感染症) ※政府行動計画の対象となる感染症	数年～数十年に1度	スペイン風邪(1918-1920): 死者約380,000名 (日本) SARS(2002-2003): 死者774名 (全世界) 新型インフルエンザ(2009): 死者約200名 (日本) 新型コロナ(2019-2023): 死者約 75,000 名 (日本)
②エボラ出血熱、 マールブルグ病等 (BSL4)	未発生 (日本国内)	エボラ出血熱の致命率: 25-90% マールブルグ病の致命率: 24-88%
③薬剤耐性感染症(AMR) (例: 薬剤耐性結核)	徐々に拡大 “サイレントパンデミック”	何も対策を講じない場合、2050年には年間 1,000万人がAMRにより死亡と推計 (全世界)

引用元: WHOウェブサイト、日本政府のウェブサイト他

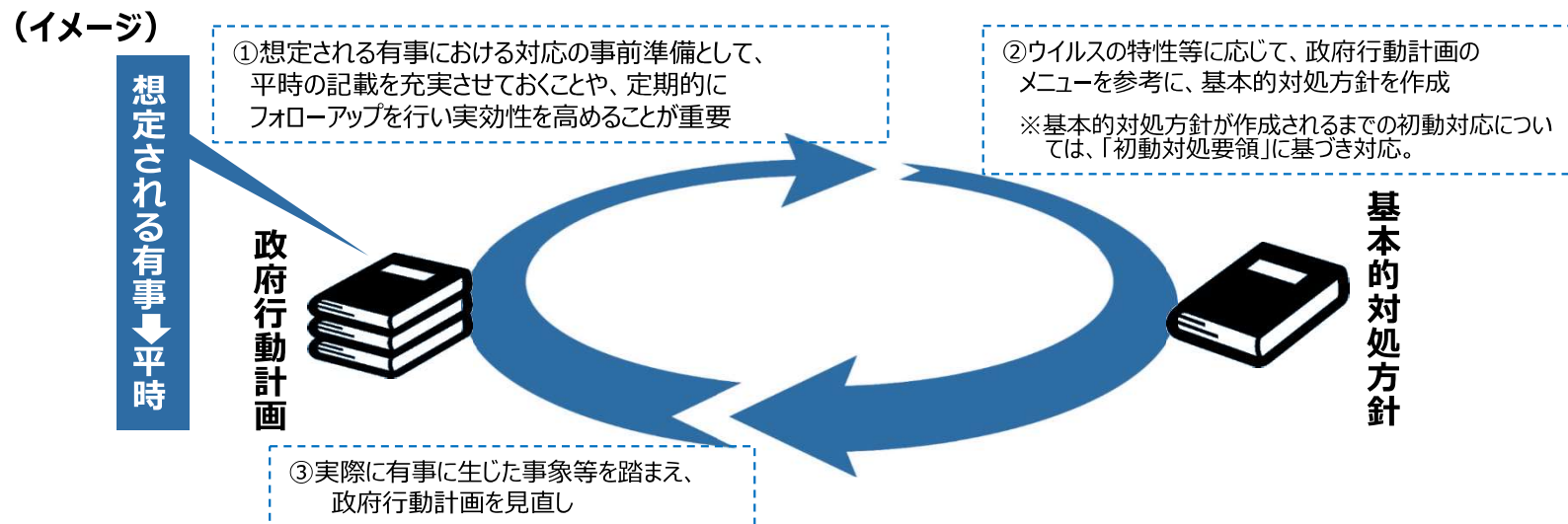


② 主な取組

- (1) 政府行動計画に基づく取組のフォローアップ
- (2) 感染症危機管理対応訓練の実施
- (3) 平時からの普及啓発

政府行動計画と基本的対処方針の関係について

- ・ **新型インフルエンザ等対策政府行動計画**は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、**平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示す**ものとして、**2013年に策定**（2017年に一部改定）
- ・ 今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、**初めて政府行動計画を抜本的に改定**（2024年7月2日閣議決定）
- ・ 次の感染症危機においては、**本政府行動計画を参考**に、感染症の特性や科学的知見に応じ、**基本的対処方針を速やかに作成**し、対応



新型インフルエンザ等対策政府行動計画のフォローアップの実施

○新型インフルエンザ等対策政府行動計画では、その実効性を確保するため、毎年度定期的なフォローアップを行うこととされている。

○令和6年12月から令和7年6月にかけて、政府行動計画の全面改定後初めてとなるフォローアップを実施。
(フォローアップの分野毎のポイントは次頁)

○具体的には、

- ・一覧表による取組状況の把握
- ・個別のテーマについては
新型インフルエンザ等対策推進会議の場で
関係省庁等からヒアリング
を行った。

第18回新型インフルエンザ等対策推進会議で報告し、
詳細を統括庁HP上でも広報を行っている。

(→) 統括庁HPの「政府行動計画フォローアップ」ページ



参考【新型インフル等対策推進会議の開催状況】

第15回（令和6年12月4日）

・政府行動計画を踏まえた中長期的な今後の対応 / ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画のフォローアップについて

第16回（令和7年3月26日）

・フォローアップに係るヒアリング①（サーベイランス、DXの推進）【統括庁、厚生労働省】

第17回（令和7年4月21日）

・フォローアップに係るヒアリング②（ワクチン、医療、検査）【厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、SCARDA】

第18回（令和7年6月27日）

・新型インフルエンザ等対策政府行動計画のフォローアップの結果について

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づく取組のフォローアップ(令和7年)のポイント

記載項目	主な取組	記載項目	主な取組
①実施体制	実践的な訓練による即応力の向上 ✓ 府県対策本部や関係省庁対策会議の設置・開催訓練 ✓ 国と47都道府県との間の緊急連絡会議訓練 ✓ 都道府県が行う感染症危機管理対応訓練の伴走支援	⑧医療	医療提供体制の強化 ✓ 有事の体制強化のため、平時から都道府県と医療機関の間で協定を締結 (R7.1.1時) 病床確保 目標 45,681床 実績 48,513床点) 発熱外来 目標 41,643機関 実績 40,150機関
②情報収集・分析 ③サーベイランス	国立健康危機管理研究機構(JIHS)の創設 ✓ 感染症情報の収集・分析能力を強化し、政府に科学的知見を提供する体制を構築 重層的なサーベイランス ✓ 急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの開始(R.7.4) ✓ 下水サーベイランスの拡充	⑨治療薬・治療法	重点感染症に対する研究開発 ✓ 今後のパンデミックに備え、重点感染症のリストを更新 ✓ AMEDの事業において、重点感染症に対する感染症危機対応医薬品等(MCM)について、約20の研究開発課題を採択
④情報提供・共有、 「リスクコミュニケーション」	平時からの普及啓発 ✓ 感染症対策に係るリーフレットを作成・公表 ✓ リスキの考え方や留意点、優良事例をとりまとめ	⑩検査	検査体制の強化 ✓ 有事の体制強化のため、平時から都道府県等と民間検査機関等の間で協定を締結するほか、地衛研等と訓練を実施 流行初期 目標 約10万件/日 実績約29万件/日 (R6.9.30時) 流行初期以降 目標 約46万件/日 実績約49万件/日点)
⑤水際対策	体制の維持・強化 ✓ 全国の検疫所(海港27カ所、空港29カ所)で総合訓練を実施 ✓ 隔離や停留のため検疫所は169医療機関と協定を締結 ✓ 停留や待機要請のため約2.6万室の客室等を確保	⑪保健	保健所の対応能力向上 ✓ 全国の保健所において健康危機対処計画を策定 ✓ IHEATの強化のため、国による専門講習や都道府県等が行う管理者研修への支援を実施
⑥まん延防止	対策への理解促進 ✓ 事業者が感染症対策を実施する上で参考となる感染症対策の解説を作成し、周知 ✓ 広報・啓発資料を作成・公表	⑫物資	感染症対策物資等の備蓄・配置 ✓ 国において、医療機関向けマスク等の個人防護具を備蓄 ✓ 協定締結医療機関における個人防護具・人工呼吸器の備蓄状況を把握 ✓ 感染症対策物資等の生産・輸入を行う事業者の生産・輸入状況を確認
⑦ワクチン	早期開発・円滑な接種 ✓ SCARDAの支援の下、世界トップレベルの研究開発拠点の形成、新たなワクチンや創薬手法の開発を実施 ✓ ワクチン製造拠点の整備等を実施 ✓ 接種事務の円滑化に向けたシステム開発の推進	⑬国民生活・国民経済	事業者の対応能力向上 ✓ 次の感染症危機に備え、事業者に心がけていただきたい内容をまとめた資料を作成し、事業者に対して周知するなど業務継続計画策定を促進

新型インフルエンザ等対策政府行動計画のフォローアップについて

○ 政府行動計画は、その実効性を確保するため、実施状況について毎年度定期的なフォローアップを行うこととしている。

○ 網羅的に取組状況を把握し、また、特に重要なテーマについては進捗状況を個別に確認するため、昨年同様、

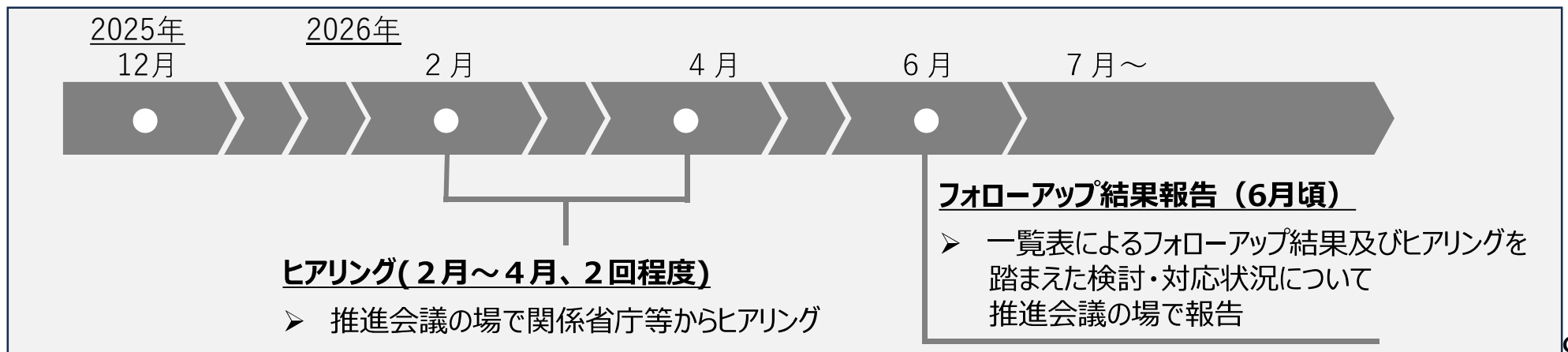
① 一覧表による取組状況の把握

② 個別のテーマについて推進会議の場で関係省庁等から進捗状況をヒアリング

※ 今年度は水際対策、物資、治療薬・治療法、保健のテーマについてヒアリングを実施予定を行うこととする。

○ その上で、一覧表の取りまとめ結果と、ヒアリングを踏まえた検討・対応状況について、2026年6月頃の推進会議の場で報告し、指摘いただいた事項等を今後の取組に反映させていくこととする。

（今年度のスケジュール）



② 主な取組

- (1) 政府行動計画に基づく取組のフォローアップ
- (2) 感染症危機管理対応訓練の実施**
- (3) 平時からの普及啓発

「感染症危機管理対応訓練」の概要（経緯・位置付け）

1 これまでの経緯

- 平成25年の新型インフルエンザ等特措法施行以降、毎年、『新型インフルエンザ等対策訓練』として、**総理・全閣僚をメンバーとした「政府対策本部会合(訓練)」**を実施。
(令和2～4年度は、コロナ対応のため実施せず。)
- **内閣感染症危機管理統括庁の発足（令和5年9月1日）に伴い**、コロナ対応の教訓を踏まえ、**令和5年度より『感染症危機管理対応訓練』として「政府対策本部会合」を含む一連の訓練を再開。**

平成25年～『新型インフルエンザ等対策訓練』
（「政府対策本部会合(訓練)」を実施）



令和5年～『感染症危機管理対応訓練』
（拡充した一連の訓練を実施）

2 位置づけ

- **感染症有事における政府の初動対応等**を確認する他、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づく**平時の備え**に係る点検等にも繋げていく。

（参考）「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（R6.7.2閣議決定）」（抄）

第3章 第2節 政府行動計画等の実効性確保（3）多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。**訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要**である。国及び地方公共団体は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

令和 7 年度「感染症危機管理対応訓練」の概要

- 新型インフルエンザが海外で発生した場合の政府の初動対応等を確認するため、総理・全閣僚をメンバーとした「政府対策本部会合(訓練)」を筆頭に一連の訓練を実施。
- 地方公共団体との相互連携の観点では、昨年度と同様に「大臣と知事等との緊急連絡会議(訓練)」を実施。
- 大阪府とはシナリオを連携して訓練を実施（自治体へ迅速な情報共有→政府対策本部→緊急連絡会議→府対策本部）。

令和 7 年度 感染症危機管理対応訓練の全体構成

<海外発生時の政府の初動対応訓練（主要な訓練）>

関係省庁対策会議(訓練) 【局長級・対面形式】

※非公開

(11/14)



政府対策本部会合(訓練) 【閣僚級・対面形式】

※一部公開

(11/18)



大臣と知事等の緊急連絡会議(訓練) 【オンライン形式】

※全公開

(11/18)



<その他の訓練（事務方訓練）>

- 関係府省庁や地方自治体等と海外発生事例覚知に伴う「情報連携訓練」を行い、情報覚知後の迅速な連携体制を確認。
- 大阪府は政府とシナリオ連携した訓練を実施

② 主な取組

- (1) 政府行動計画に基づく取組のフォローアップ
- (2) 感染症危機管理対応訓練の実施
- (3) 平時からの普及啓発**

統括庁の広報

政府行動計画では、「国民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高める」ことが重要な旨を記載している。これに基づき、統括庁では、ウェブサイトやSNSの運用のほか、動画やリーフレットなど様々な媒体を使った広報に取り組んできている。

基本的な感染対策

感染症は、ウイルスや細菌等が、体の中に入り、症状が出る病気です。

ウイルス等は、換気の悪い場所では室内にとどまっていたり、咳に含まれていたり、

自分の手に付着していることがあります。

感染症危機においても、①換気 ②マスク着用等の咳エチケット ③手洗い ④人混み回避 といった

基本的な感染対策は有効です。

自分を守るために、周りの大切な人にうつさないためにも、基本的な感染対策を心がけましょう。

①換気



②マスク着用等の咳エチケット



③手洗い



④人混み回避



詳細は裏面をご覧ください。

感染症成立の3つの要因

感染症は、Ⅰ病原体（感染源）、Ⅱ感染経路、Ⅲ宿主の3つの要因がそろって感染します。感染対策においては、これらの要因のうちひとつでも取り除くことが重要です。



感染症に関する最新情報

厚生労働省などの公式ウェブサイトやSNSにて随時更新します。ぜひご覧ください。

CAICM	WEB	X	Facebook	Instagram	YouTube
内閣感染症危機管理統括庁公式SNS等					
厚生労働省公式SNS等					

音声で読み上げる機能

QRコード

内閣感染症危機管理統括庁

統括庁の紹介 取組 報道・広報 法令等・予算 キッズページ

感染症に対する正確な知識を身につけて、次の感染症危機に備えましょう

感染症の基礎知識について

すべての方へ 事業者の皆さまへ キッズページ 地方公共団体の皆さまへ

トピックス・特集

トピックス 令和7年11月26日(金) 令和7年度 薬剤耐性（AMR）対策普及啓発イベント～お兄さん＆バイキンおに～

トピックス 令和7年11月18日(火) 令和7年11月18日、感染症危機管理対応訓練（初動対応に係る大臣と知事等との緊急連絡会議（訓練））を実施しました。

トピックス 令和7年11月18日(火) 令和7年11月18日、感染症危機管理対応訓練（政府対策本部会合（訓練））を実施しました。

◆ 内閣感染症危機管理統括庁公式SNS等はこちら



ウェブサイト



X



Facebook



Instagram



YouTube

減らそう！
薬剤耐性

薬剤耐性（AMR）を防ぐために
私たちができること

制作：内閣官房内閣感染症危機管理統括庁

令和7年度の取組

令和7年度は、感染症対策や感染症危機時における疑問などについてまとめた**Q&A冊子の作成**や、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行うため、**キッズページを新設**し統括庁ホームページに掲載。都道府県や各市区町村、指定公共機関のほか、文部科学省を通じ各学校へ周知した。また、自治体のイベントや訓練などにも、統括庁として参加・協力を行った。

いまから備える 次の感染症危機

—私たちができること、知っておきたいこと—



内閣感染症危機管理統括庁

令和7年11月発行

かんせんしょう
感染症から
みんなを まもる ために。
やさしく ^{まな} 学べる
キッズページ

かんせんしょう きそちしき たいさく
感染症の基礎知識や対策を、わかりやすくまとめました。

かんせんしょう きそちしき
感染症の基礎知識

かんせんたいさく
感染症対策

しんがた
新型インフルエンザとは？

ケイクムとは？

ページリンク：<https://www.caicm.go.jp/kids/index.html>



【目次】

Chapter1

なぜ、いつ起こるか分からない感染症危機に備えるの？

Chapter2

感染症危機に、政府はどう備えているの？

Chapter3

感染症危機に関して平時からできること、知っておきたいことは何？

- 情報の収集・発信
- 普段からの備え
- 感染症危機時の対応とそのための備え
- 緊急時の対応と差別や偏見への対応



せつしよくかんせん ① 接触感染

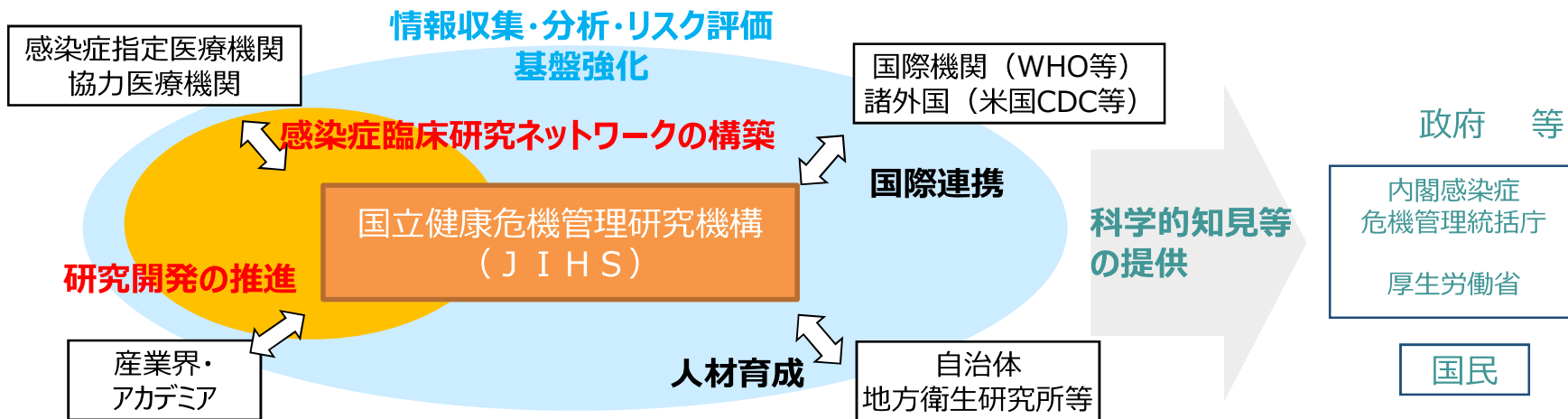
びょうげんたい て もの
病原体がついた手や物（ドアノブ、手すりな
ど）をさわったあとに、その手を洗わずに、
じぶん め はな くち
自分の目や鼻、口をさわってしまうと、かんせん
感染することがあります。

③ JIHSへの期待

国立健康危機管理研究機構（JIHS）について

JIHSの概要

令和7年4月に、政府等に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」として、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを一体的に統合し設立。



JIHSへの期待

国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの統合による**シナジー効果**に期待

- ・国立国際医療研究センターの国際経験を活かした**海外からの情報収集**
- ・病院施設を併設する感染症研究機関として**早期からの実践的な研究開発**
- ・感染症危機発生時における**科学的な知見の提供**
- ・国内の感染症研究の牽引